

東京税財政研究センター 会報 NO.117

2020.11.10
発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

コロナ禍でも活動の息吹を絶やすまい！

開催する総会、理事会、研究部会

第27回通常総会の経過

当センターは第27回通常総会を8月24日に予定をして準備をしてまいりました。会員の皆様から出席20名(うち6名委任状を含む)、委任状64名、合計84名の方から通知をいただき、通常総会の成立の要件は満たしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、東京都では連日にわたり400人を超える感染者となり、収束の見込みがたたないために、通常総会の開催は困難と判断し、8月11日付で延期のお知らせをしました。

通常総会については当面延期の継続をし、理事会等の執行体制は現行の体制を維持し、予算の仮執行を行いますのでご了承ください。会員の皆様のご理解をいただきたくよろしくお願ひ致します。

《第27回通常総会の概要》

※出席通知20名、委任状64名 合計84名(過半数75名)

【メッセージ】

税理士法人あいち税経(代表社員川澄延夫氏他)

【文書報告】

- ・山口潤一郎「コロナ禍の日本社会を考える」
- ・青野友信「持続化給付金申請の事例報告」

*「第27回通常総会の開催延期についてのお知らせ」…8月11日発行



摩文仁の丘 沖縄平和公園 割れた岩

報告と通常総会の当面の延期、体制の継続を決め、第62回公開講座の開催については、引き続き検討することとしました。第3回いのちとくらしを守る税研集会には積極的に参加することを決めました。

税務行政・権利研究部会では、9月26日、WEB形式(Jitsi)での研究会を行い、中村芳昭特別顧問(青山学院大学名誉教授)が『わが国における給付付き税額控除導入の課題=英国制度を参考に』を演題に報告されました。カメラやマイクの機能の操作などオンライン参加手続きに手間取りましたが、初めての試みとしてはよかったです。12名の参加でした。次回は、デジタル化、マイナンバー制度などについて、研究課題とします。

〈今後の方向〉

新型コロナウイルス感染症は、再び増加傾向にあり、収束の見込みは不透明です。会員の事務所職員や顧客にも感染者が出ており、特に高齢者は重篤化しやすいので感染対策が必要です。ZOOM会議など、オンライン会議など開催方法について工夫をしていきます。高齢者の会員はデジタル化に慣れていない方も多く、事務所職員の協力を求めていくなどの対策を模索していきます。

専務理事・八代 司

〈活動報告〉

10月5日、第1回三役会議を東京合同事務所で開催しました。10月19日には第1回理事会をコロナ対策に十分配慮し、東京都北区の「北とぴあ」で開催しました。会費の納入状況、講師活動、情報公開活動などの経過

理事長
岡田俊明



“DX”なるものが闊歩している。来年度税制改正では「サイバーセキュリティやデジタルトランスフォーメーション(DX)への企業の投資も後押しする」(自民党税制調査会甘利明会長)という。何しろITが絡むとやたらとカタカナ語の世界になる。それだけで理解が遠のきそうである。まずは何が起きつつあるのかみておきたい。

DXとはなにか

DXがわからなければデジタルトランスフォーメーションもわからない。DXは、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱したもので、「進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていく」ものとした。では、DTではなくDXと略するのはなぜか。英語ではex-やtrans-といった接頭辞をX-と省略する習慣があるからだと説明されているが、別の解説もある。このXのせいで理解を難しくさせているという指摘もある。

IT、AI、DSとDX

新しい技術にかかわっては、とにかく横文字、カタカナ語にあふれている。DXは、ITやAI、DS、マーケティングとの関係で語られることが多い。

ITはインフォメーション・テクノロジーの頭文字。最近はコミュニケーションを加えてICT(情報通信技術)と表現する。国税庁は「ICTを活用した申告・納

税手段の充実を推進します。」(国税庁レポート2020)という。AIはアーティフィシアル・インテリジェンスの頭文字で、人工知能と訳される。このAIの定義は必ずしも明確ではない。そのAIを含む技術を用いてデータ分析を行う作業がDS(データ・サイエンス)で、つまりは、実際のビジネスで活用するにはITが必要であり、製品やサービス開発、業務改革などを含む広い範囲のマーケティングと統合した取り組みを総称して、DXと呼んでいるということのようである。

似た状況をデジタル化と呼ぶ。例えば、電子メールの送受信をデジタル化と呼ぶが、人が行う作業内容は基本的にアナログと同じである。それよりも、今まで人手で行っていた業務を効率化したり、顧客の喜ぶ体験を提供したり、大量のデータから新しい価値を見つけて新しいサービスを生み出したりすることもデジタル化と呼んでいる。針がある時計をアナログと呼び、数字で表示するものをデジタル時計と呼ぶのはとりあえずは良しとして、では、そろばんや囲碁はどっち?という解はまた別なところで。いずれにしても、このようなデジタル変革をまたDXと呼んでいる。

デジタル化と税制改正

令和2年度税制改正をみていると、デジタル化の波が押し寄せていることがわかる。

5G(ファイブ・ジー; 第5世代移動通信システム)導入促進税制は、全国5G基地局の前倒し整備と、ローカル5Gへの一定の投資について、取得価額の15%の税額控除または30%の特別償却が選択できる(令和4年3月31日適用期限)。税額控除15%は最高レベルの控除率であり、税額控除が適用できない赤字法人等を除けば税額控除を選択する企業がほとんどになると思われる。

特定の分野に対する大判振る舞いになれば、憲法14条との関係で課税の公平に反することになるのではないかという問題点は見逃せない。

また、電子帳簿保存法による帳簿書類について、取引の相手方から受領する書類(請求書等)について2種類が追加された。①発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を保存する方法、②電磁的記録の訂正・削除を行った事実・内容を確認できる(できない)システムで、その電磁的記録の授受・保存を行う方法である(令和2年10月1日適用)。(次ページへ)

(前ページより)この改正で、中小企業にも、税務・経理手続の電子化・自動化の進展が期待されるのであるが、令和5年10月1日以降、消費税の電子インボイスが予定されており、今後、免税事業者の存続が危ぶまれていることとあわせて制度のあり方が問われることになろう。

行政手続のデジタル化が税務手続の効率化に寄与するとしても、情報連携による課税技術の変容は、納税者情報の高度な集約とプライバシー保護との間で、すなわち納税者の権利保護の観点からの検討が必要になる。

2025年の崖(ガケ)

DXを推進する経済産業省は、「ITシステム2025年の崖」と呼び、デジタル化を放置した場合、2025年に

経済的損失が生じる可能性があるとしている。

加えて、コロナ禍の中で期せずして普及しつつあるリモートワーク(在宅勤務)によって、新たな労働問題を内在させながらも急速な変化がみられる。政府と経団連などは、書面、押印、対面作業の削減を目指す共同宣言を発表した。広がる在宅勤務の妨げになるというのだが、菅政権はデジタル庁設立を推進している。

DXに乗り遅れないよう煽るような講演やネット記事もあふれている。本当に「人々の生活を豊かにしていく」ものになるのか。実際に、2010年代後半にはDXはITを用いた企業の競争力の強化と同じ意味に使われた。デジタル技術が企業の競争力アップにだけ使われるという側面は否定しがたい。変化することの意味を考えて対応したい。

コロナ禍の重要課題で国税庁・総務省と対話

滞納処分対策全国会議の活動紹介

滞納相談センターと両輪の関係

相談実務中心に頑張る滞納相談センター。研究・研修、争訟、出版・シンポや要請行動中心に活動する滞納処分対策全国会議(以下、「対策会議」と略します)。この二つの団体は、徴収行政の改善と納税者の権利擁護にとって、車の両輪のような関係にあります。最近の対策会議は、滞納相談センターの活動等で発掘された事例を掘り下げ、法解釈を含めた問題点のその解決の方向を示すため、次の三つの活動を行なってきました。それは滞納相談センターの活動にも活かされることになるので、報告させていただきます。

第一は、国税庁に対して給料差押に絡むいくつかの法解釈、例えば「生計を一にする親族」などのテーマで、国税庁の見解をただす懇談の場を持ちました(10月8日)。第二は、地方税滞納処分の中で、行き過ぎが度を超した違法な処分事例を取り上げ、年内に総務省(自治税務局)への要請を予定しています。この中には、対策会議の会員(弁護士)が、宮城県地方税滞納整理機構の乱暴な滞納処分(事情も聴かずに、給料振込先の預金の全額を差押え、取立てた事件)に対し係争中のところ、最近、全面勝利の方向で和解が確実視

されている事例があります。この事例も取り上げ、総務省に対し、和解内容の全自治体への周知・徹底を求めます。

特例猶予をもう1年延長を。困難者には大胆な執行停止を

第三は、少し詳しく述べます。コロナの終息が見通せない中、特例納税の猶予(以下「特例猶予」という)の猶予期限が到来する来春以降、膨大な猶予不履行、新規に発生する消費税などの滞納・納税問題が大きな政治的焦点になると思われます。国税庁がそうした問題にいかに対応するのか、対策会議としての対案を示し、国税庁と11月12日に懇談を行ないます。コロナの終息を見通せない中、国税における特例猶予の件数は、2020年6月末現在で約96,000件(2,600億円余)に達し、来年1月末までの分を想定すると10数万件に達すると思われます。これに地方税等が加算されます。国税庁は、「猶予期間満了の周知」と「納付困難者への早めの電話相談」等を広報するようですが、膨大な不履行の発生と、2021年春以降に(次ページへ)

(前ページから)発生する新規の滞納を合わせた滞納・納税問題に対し、いかに対応するかが懇談の焦点になります。

対策会議としては、①特例猶予の1年間の猶予期間の延長、②来春以降に発生する新規分についても、特例猶予を適用する（適用期間の繰り延べ）、③コロナの深刻度の実情にあわせ、大胆かつ広範に滞納処分の停止を行うことを提案しています。あわせて、①を実現させるためにも、コロナ禍による経済的損失（収入の減少）を、通則法46条1項及び2項1号（5号1号類似を含む）の災害関連の納税の猶予の要件として認めよう強く迫ります。いまのところ、国税庁はコロナ禍を災害と位置付けながら、それに起因する物損以外の経済的損失（収入の減少）を、猶予の要件として認めません。ゆえに「特例」を設けざるを得なかった矛盾を指摘しながら、対策会議としては、国税庁に法解釈の変更を求めます。（角谷）

(角谷)

センター活動日誌

- 9／18 埼玉保険医協会
 9／24 神奈川土建湘南支部
 10／ 6 埼玉税経新人会
 10／ 9 神奈川建設連盟
 10／14 税経新人会城北ブロック
 10／23 神奈川建設連盟

開示資料情報

令和2年7月～8月にかけて開催された東京国税局、個人、法人、資産、徴収全管統括官会議資料が開示されました。必要な方はセンターまで

第3回いのちとくらしを守る税研集会

1/30(土)31(日)で開催

「税制・税務行政・社会保障を分野ごとに学び、交流し、地域運動に生かしましょう」を合言葉に、コロナ禍の難しい状況にありますが年明けにも開催されます。

全国税主催の「税研全国集会」に代わり、重要な役割を担います。今回は、センターの岡田理事長が公演を受け持ちます。是非参加しましょう。

会場での参加、リモート参加など参加方法に工夫が凝らされています。会場は、「けんせつプラザ東京」(JR新大久保、大久保)となっております。 詳細は税財政研究センター事務局までお問い合わせを。

表裏一体の関係にあった手前、撤回せざるを得なかつたようで本音がポロリと出たようです。これには伏線があつて、9月初めの政府税制調査会では消費税増税の議論がなされています▼「政治家の覚悟」。8年前に菅首相が出版した著書です。その中で、東日本大震災への当時の民主党政権の対応をめぐり「会議の大半で議事録が残されていなかつた。議事録は最も基本的な資料で、その作成を怠つたことは国民への背信行為だ」と記されていましたが、10月20日出版の改訂版ではその部分がそつくり削除されいます▼「モリ・カケ・桜・学術会議」問題の対応を見れば、菅首相の言う「政治家の覚悟」とは、いかに二枚舌を駆使するかということのようです。

T
S

ザ・コラム

▼9月16日召集の臨時国会で菅義偉前官房長官が第9